

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 9 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800167 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800077 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 18 年 9 月から昭和 20 年 4 月 1 日まで

B 高等女学校 (現在は、C 高等学校、以下「D 校」という。) 在学中に、E 駅から徒歩により学校単位で女子挺身隊として F 事業所に勤務していた。同校に問い合わせたところ、正しいと思われる当時の事業所名が「A 事業所」、事業所所在地は「G 県 H 市」と判明したので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が勤務していたとする「A 事業所」について、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないが、請求者の主張内容及び D 校より提出された資料から判断すると、請求者は請求期間に I 社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、請求者の請求期間に係る給与明細書等はなく、I 社から給与が支払われたかについては記憶しておらず、D 校からも請求期間当時、同社に勤務していた学生に係る給与の支給及び厚生年金保険料の控除に関することについては資料が残っていないため不明と回答している上、同社は昭和 23 年に解散しており、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態、給与の支払状況、労働者年金保険料及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者が同じく I 社に女子挺身隊として勤務していたと記憶している同級生の 3 名を含む、昭和 20 年 3 月に D 校を卒業した同学年の 126 名についても、同社の労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同社の女性従業員のうち、請求者と同じ年齢で、連絡可能な複数の従業員に対して文書照会を行ったが、女子挺身隊として勤務していた者は確認できず、請求者を記憶している者もいなかった。

なお、請求期間のうち昭和 18 年 9 月から昭和 19 年 9 月 30 日までの期間については、現業

の男性労働者のみが労働者年金保険の被保険者となり得たことから、請求者については労働者年金保険の被保険者に該当しない。

さらに、請求者は、請求期間に女子挺身隊（女子挺身勤労令、昭和 19 年勅令第 519 号）として勤務していたと主張しているところ、D校から提出された資料及びI社の複数の女性従業員の回答から、請求者が当時、女子挺身隊として勤務していたことを確認することはできなかった。

なお、上記のとおり、請求者は、D校在学中にI社に勤務していたことが推認できることから、勤労働員学徒であった可能性もうかがえるが、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び昭和 19 年 5 月 29 日付け厚生省告示第 50 号によると、勤労働員学徒は、労働者年金保険（昭和 19 年 10 月 1 日からは厚生年金保険）の被保険者には該当しないことが明文化されている。

このほか、請求者の請求期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。